

号外  
 (平成21年1月)  
 大分市金池町2-7-21  
 パークサイド大分駅まえ 302号  
 一般財団法人  
**四極会**  
 TEL 097(538)2462  
 FAX 097(529)6623

特 法  
 人  
 集 化

# 悲願の法人化達成



新しい看板（会長直筆）を掲げる相良会長（右）と衛藤事務局長

## ご挨拶

四極会会長 相良 浩

平成20年（2008年）12月1日、四極会は新しいスタートを切りました。一般財団法人「四極会」として再出発したのです。

大正14年（1925年）3月、高商第1回生の先輩が同窓会を創立されて以来、昭和32年（1957年）にそれまでの「高商同窓会」「経専同窓会」及び「経済学部同窓会」を「四極会」として統合して今日まで、四極会は、会員の皆様の熱意により、83年の永きに亘る歴史を刻んで参りました。

国内外に44の支部を持ち、総数15,000人の会員の親睦を深め、又、母校支援等の各種事業を積極的に展開していながら、不思議なことに今日まで、その組織形態は任意団体の域を出ないままでありました。一面これは、高商・経専以来の同窓の絆の固さの為せる鷹揚さの故であり、これも又、四極会の麗しさを表象するものでもあります。

しかしながら、今日の複雑かつ多様化する社会の中で、同窓会組織として確た

る人格を持ち、社会にその存在を明らかにすることが四極会のこれからの発展のために必要のことと法人化を図ることとした次第であります。

法人化により、四極会は会員の皆さんの意思により運営されるということがより明確になりました。即ち、会員の代表たる評議員（各支部長代表）が評議員会を構成し、四極会の事業計画や予算を決定する。その決定に基づき会長及び理事等による理事会がそれを執行するという体制となったのであります。

「新しい皮袋には新しい酒を」とは言いますが、法人化による新しい皮袋の中で、高商・経専・経済学部と歴史を紡いで来た老・壮・青の各世代が渾然一体となつて、言わば、高商・経専由来の芳醇な古酒と新しい世代の若々しい息吹とがブレンドされ、芳しい四極会という銘酒が醸し出されるよう、心を新たにしてお組んで参る所存であります。会員の皆様の更なるご協力もお願いしてご挨拶いたします。

## 歴史に残る快挙



名誉会長  
田中 康生

法人になって一番よろこんでいるのは私かも知れません。

会長として80周年事業を担当し、そのひとつとして老朽化した事務局をあたらしく現在地に移すことができました。ところが登記のさいに四極会ではだめだということです。これまでの事務局も買ったさいの會長だった高山さんの名義になっていました。固定資産税の関係で任意団体では所有者になれません。そこで

前例にならない会長の私名義にしたしだいです。もちろんほんとうは四極会のものだという念書をいれていました。毎年自宅に資産税の納付通知書が来ます。そのなかから四極会の分を事務局に知らせる面倒がつづいていました。この間いつ私に変事があるかわかりません。従って家内にも事情を承知してもらっていました。

にこだわらなくてすみませす。この苦労があつて以前の事務局は早々に処分し、高山先輩にご迷惑がからぬよう私の会長時代に処理しました。ようやく長年の懸案だった法人化が実現できました。これで会の土台はしっかりしてきました。実現のために努力をされた相良会長、石川常務理事、衛藤事務局長の歴史的快挙に限りない拍手をおくりませす。これを機に全員さらに結束し前進したいものです。

## 法人化決断に敬意



大分大学経済学部長  
下田 憲雄

学部として心より感謝申し上げるだけです。

これまでも、四極会には卒業生の親睦会の枠を超えて、経済学部発展のため多大のご支援をいただいてまいりました。このたび、一般財団法人となるにあたり、組織としてその

取り巻く環境は日々厳しさをましており、そうしたなかで大学の将来の発展を期するにはいくつかの不可欠な要素を挙げる事ができます。この取り組みの方法が、大学の文化を形成し、個性や特徴を醸し出すものと考えられます。

伝統と活発な同窓会活動によって特徴付けることが可能であり、このたびの四極会の一般財団法人化は組織的にこれを支えていただけれることを明記されており、組織ガバナンスとしてこれ以上のものはないと考えられます。こうした恵まれた環境を享受できる大学は数少なく、大分大学

四極会のみなさま、四極会が県内初の一般財団法人となり誠におめでとうございます。法人化への決断とこれまでのご努力に対して敬意を表するとともに、大分大学そして経済

経済学部にとりまして何よりも心強いものであります。国立大学法人を

大分大学経済学部にとりまして四極会の活動・支援が極めて重要なものとなっております。近年の法人化において各国立大学法人は特徴を出すように言われていますが、それは大学の執行部が文字にあらわしてできるものではなく、これまでの伝統と文化の継承・発展から形成される

大きな喜びとするところです。これを機に学部と四極会がさらに有機的な結びつきを強め一体となって発展できるように祈念し、ご挨拶とさせていただきます。

# 一般財団法人四極会定款

## 第一章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人四極会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分市に置く。

## 第二章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、大分高等商業学校(以下「高商」という。)、大分経済専門学校(以下「経専」という。)、大分大学経済学部(以下「経済学部」という。)、及び大分大学大学院経済学研究科(以下「経済学研究科」という。))の卒業生相互間における世代間交流などによる会員の相互研修、親睦等に関する事業を行い、高商及び経専の歴史と伝統をいまに受け継ぎ、これを将来に伝えようとしている経済学部及び経済学研究科の研究教育並びにその運営を支援し、併せて、大分県の地域経済及び我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

現金 金300万円  
(基本財産)

第7条 前条の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産とし、止むを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に供する場合には、理事会及び評議員会において、議決に加わることができる理事及び評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

に関する会計とし、会長が別に定めるところにより処理する。

(評議員の選任及び解任)  
第13条 評議員の選任及び解任については、評議員会において行う。

(1) 高商、経専の良き風風の継承・伝播に関する事業

(2) 経済学部の経済学科、経営システム学科及び地域システム学科並びに経済学研究科の教育研究に係る支援に関する事業

(3) 経済学部及び経済学研究科の運営に対する人的、財政的支援に関する事業

(4) 世代間交流などによる会員相互の研修、親睦に関する事業

(5) 大分大学の他学部の同窓会と協力し、大分大学の発展に資する事業

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、大分県において発行する大分合同新聞に掲載する方法による。

第3章 財産及び会計  
(財産の抛出及び価額)

第6条 設立者の抛出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

設立者 四極会会長 相良浩

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の種類)  
第9条 この法人の会計は、一般会計、運営資金会計、母校充実基金会計及び名簿会計とする。

2 一般会計は、運営資金会計、母校充実基金会計及び名簿会計以外の一般的な収支に関する会計とし、会長が別に定めるところにより処理する。

3 運営資金会計は、一般会計及び名簿会計を補充するための会計とし、会長が別に定めるところにより処理する。

4 母校充実基金会計は、経済学部及び経済学研究科の研究等に対する支援、その充実のための会計とし、会長が別に定めるところにより処理する。

5 名簿会計は、会員名簿発行

2 関係書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

3 事業年度開始前に当該年度の収支予算が成立しない場合は、この法人の運営に関する経常的経費については、前年度の収支予算に準じて、収入し、又は支出することができ

る。この場合における収入及び支出については、新たに成立した当該年度の収支予算に基づく収入及び支出とみなす。

(会計原則)  
第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員  
(評議員)  
第12条 この法人に、評議員25人以内を置く。

第13条 評議員の選任及び解任については、評議員会において行う。

2 評議員の選任及び解任の手續に関する事項については、この定款の定めるもののほか、評議員会において別に定める。

(任期)  
第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が評議員に就任するまで、なお、評議員としての権利を有し、義務を負う。

第5章 評議員会  
(構成)  
第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 計算書類等の承認  
 (4) 基本財産の処分及び基本財産からの除外の承認

(5) 定款の変更  
 (6) 残余財産の処分  
 (7) その他評議員会で決議すべきものと法令又はこの定款で定められた事項

(開催)  
 第17条 定時評議員会は、毎年度7月に1回開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)  
 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会に対し、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)  
 第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)  
 第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、議決に加わることができる出席評議員の3分の2以上に当

たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任  
 (2) 定款の変更  
 (3) 基本財産の処分又は基本財産からの除外の承認  
 (4) その他法令及びこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに当たっては、各候補者について、それぞれ第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)  
 第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長の指名する議事録署名2人が議長とともに、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 役員等  
 (定数)  
 第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上  
 (2) 監事 3人以上

2 この法人に、会長1人、副会長4人、名誉会長及び相談役若干名を置く。  
 3 この法人に、前項に定める

者のほか、常務理事3人を置くことができる。

4 第2項に定める会長を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「一般社団法人財団法人法」という。)上の代表理事とし、第3項に定める常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 第3項に定めるもののほか、この法人に、必要に应じ、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選任)  
 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、名誉会長、相談役及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 前条第5項に定める顧問及び参与については、会長が選任し、解任する。

(理事の職務及び権限)  
 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長があらかじめ定められた順序に従い、その職務を代行する。

常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)  
 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局の職員に対して事業の執行状況について報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)  
 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利を有し、義務を負う。

(役員解任)  
 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。  
 (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(顧問等の職務)  
 第28条 顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。  
 (2) 評議員会及び理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。

(報酬等)  
 第29条 理事及び監事に対しては、報酬を支給しないものとする。ただし、常勤の常務理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従い、評議員会の決

議は、報酬を支給しないものとする。ただし、常勤の常務理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従い、評議員会の決

議を経て報酬等を支給することができない。  
 2 顧問及び参与に対しては、報酬を支給しない。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、名誉会長、相談役及び常務理事の選任及び解任

(招集)

第32条 理事会は、会長が、必要に応じ、招集する。

2 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位に従い、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、

一般社団・一般財団法人法第197条において準用する同法第96条に定める要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。  
 (議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事が前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会において評議員の過半数が出席し、出席した評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款第3条、第4条及び第13条の規定を変更しようとするときも適用する。

(解散)

第36条 この法人は、その目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によつて解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において存する残余財産は、評議員会の決議を経て、国立大学法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 会員及び支部並びに事務局及び会報「四極」

(会員及び支部)

第38条 この法人の会員については、理事会の決議により別に定める。

2 この法人に、地域別及び職域別の支部を設けることがで

きる。

3 支部は、第3条に定める目的を達成するため、この法人と密接な連携を図り、この法人の事業の円滑な遂行に資するものとする。

4 支部の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第39条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に關し必要な事項については、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置)

第40条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備置しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員名簿及び役員名簿並びに会員の異動に関する書類
- (3) 会計帳簿
- (4) 計算書類及び附属明細書
- (5) 前号の監査報告書
- (6) その他法令で定める書類及び帳簿

(会報「四極」)

第41条 この法人の機関紙として、会員相互の親睦を図るため、毎年度2回、会報「四極」を発行するものとする。  
 ただし、会長が必要と認め

るときは、臨時に発行することができる。

第10章 補則

(設立者)

第42条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立者 四極会 会長 相良 浩  
 大分市金池町2丁目7番21号

(設立時の理事及び監事)

第43条 この法人の設立時の理事及び監事は、別表第2のとおりとする。

(設立時の評議員)

第44条 この法人の設立時の評議員は、別表第3のとおりとする。

(設立時の顧問及び参与)

第45条 この法人の設立時の顧問及び参与は、別表第4のとおりとする。

(設立時の理事及び評議員の任期)

第46条 この法人の設立当初の理事及び評議員の任期は、法人設立の日から平成21年3月31日までとする。

(設立当初の事業年度)

第47条 この法人の設立当初の事業年度は、法人設立の日から平成21年3月31日までとする。

(剰余金の取扱)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(定款に定めのない事項)  
 第49条 この定款に定めのない事項については、一般社団・

一般財団法人法その他の法令による。

(その他)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の組織及び運営に關し必要な事項については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この法人の設立時の主たる事務所を大分市金池町2丁目7番21号に置く。

2 この法人の設立時の電子公告のためのインターネットホームページは、<http://www.d-h.n.e.jp/shiwasa>とする。

別表第1 基本財産(第6条関係)

財産種別	場所・物量等
現金	金300万円

別表第2 設立時の理事及び監事(第43条関係)

(省略) 別掲

別表第3 設立時の評議員(第44条関係)

(省略) 別掲

別表第4 設立時の顧問及び参与(第45条関係)

(省略) 別掲

## 設立当初の役員及び評議員

### (理事及び監事)

会長 相良 浩

副会長 一万田道敏

副会長 加藤 皓以

副会長 飯田 正伸

副会長 山口 勇

名誉会長 田中 康生

相談役 桑原 豊

常務理事 石川 公一

理事 野々下俊昭

〃 帆足 三郎

監事 品川 光

〃 大堀 敬直

### (評議員)

吉田昂弘 別府猛 品川敏樹

清澄邦夫 志賀協郎 鶴池寛

秋月伸夫 西田靖助 松尾宗茂

平井謙次 赤塚晴彦 岩切宏海

牧野浩隆 此本英一郎 末廣一

白石英己 大塚達夫 西谷昭弘

宇都宮鉄男 三浦洋一

### (顧問)

下田憲雄 武藤光太 田原榮一

嘉目克彦 宇野稔 五十嵐副夫

阿部誠 衛藤晟一

### (参与)

大槻信夫 佐藤博士 加藤住生

小林義人 横田政直 石光良明

野口且夫 小手川力一郎 小出

公照 茂倉準一郎 松井邦興

菅文作 田中淳 川上正英 河

野喜通 白井与司夫 杉崎元信

田邊太 佐藤利定 二宮義人

藤井義美 前川徹朗 矢野昌孝

立花信夫 其田文雄 久保田泰

雄 二宮憲夫 齋藤実 平子信

彦 小ヶ内和義 深尾和生 生

野彰男 和田康生 朝重正 荒

木襄 竹中保夫 中島克己 椋

野建二 吉田恭之 与那覇隆

宮川一明

## 法人化に係る全国理事会の主な質疑事項

1 基本財産は、300万円ではなく、もっと多額の金額3,000万円ぐらいにしたかどうか

基本財産については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第153条第2項の規定により、一般財団法人については、300万円以上の基本財産でよいこととなっております。

2 任意団体の四極会から一般財団法人四極会に引き継ぐ資産例えば預金等に対しては、課税されるのではないかなど任意団体の四極会から一般財団法人四極会に引き継ぐ資産については、課税の対象にならない旨を大分税務署に確認しております。

3 一般財団法人四極会がスタートするとき、税務署に開設届が必要ではないか

一般財団法人四極会は、収益事業を行っていないので、税務署への届は、必要ない旨を大分税務署に確認しております。なお、収益事業を始めた場合に

は、法人設立届が必要となります。

4 評議員の選任については、どのように行ったのか。各ブロックの考えを参考にすべきではなかったか

設立当初の理事及び評議員の選任については、時間的な制約もあり、暫定的に行ったもので、定款第46条に規定してありますように、「設立当初の理事及

び評議員の任期は、法人設立の日から平成21年3月31日までとする。」となっておりますので、平成21年7月の評議員会において、設立当初の理事及び評議員は改選されることとなります。従いまして、平成21年7月の評議員会では、各ブロックで協議のうえ、評議員の選任を行っていたきたいと考えております。なお、各ブロックの評議員数は、別表のとおりとなっております。

ブロック	支部数	評議員数
中部	1	1
中国	6	3
四国	3	1
福岡県	4	2
佐賀県	1	1
長崎県	2	1
熊本県	2	1
鹿児島県	1	1
宮崎県	3	1
沖縄県	1	1
大分県衆議院選挙2区	6	3
大分県衆議院選挙3区	4	2
職域（行政機関）	2	1
職域（金融機関）	2	1

注 東京四極会、関西四極会、福岡支部、大分支部（大分県衆議院選挙1区）の各支部長は、副会長となっております。

<p>副会長 (東京四極会理事長) <b>一万田 道敏</b> (大学11回)</p> <p>茨城県土浦市大字石粉2450-87 TEL・FAX 029-84117026</p>	<p>相談役 <b>桑原 豊</b> (高商20回)</p> <p>大分市大石町5-3-1 TEL・FAX 097-549-0207</p>	<p>名誉会長 (株)シーエーシー 代表取締役 <b>田中 康生</b> (経専26回)</p> <p>大分市城崎町1-3-31富士火災ビル TEL 097-533-1563 FAX 097-533-1598</p>	<p>会長 <b>相良 浩</b> (大学12回)</p> <p>大分市城南北町2-5組 TEL・FAX 097-544-2983</p>
<p>常務理事 <b>石川 公一</b> (大学13回)</p> <p>大分市高崎1-10-7 TEL・FAX 097-545-8853</p>	<p>副会長 (大分支部長) <b>山口 勇</b> (大学10回)</p> <p>大分市荏隈町4丁目4組 TEL・FAX 097-544-0247</p>	<p>副会長 (福岡支部長) <b>飯田 正伸</b> (大学19回)</p> <p>福岡地下街開発(株)代表取締役専務 福岡市中央区天神1-6-8 TEL 092-711-1900 FAX 092-732-7262</p>	<p>副会長 (関西四極会会長) 株式会社 カトー精工 代表取締役社長 <b>加藤 皓以</b> (大学11回)</p> <p>摂津市南別府町8-4-0 TEL 06-6349-9120 FAX 06-6349-9121</p>

理事  
**野々下 俊昭** (大学12回)  
(株)オーシー代表取締役社長

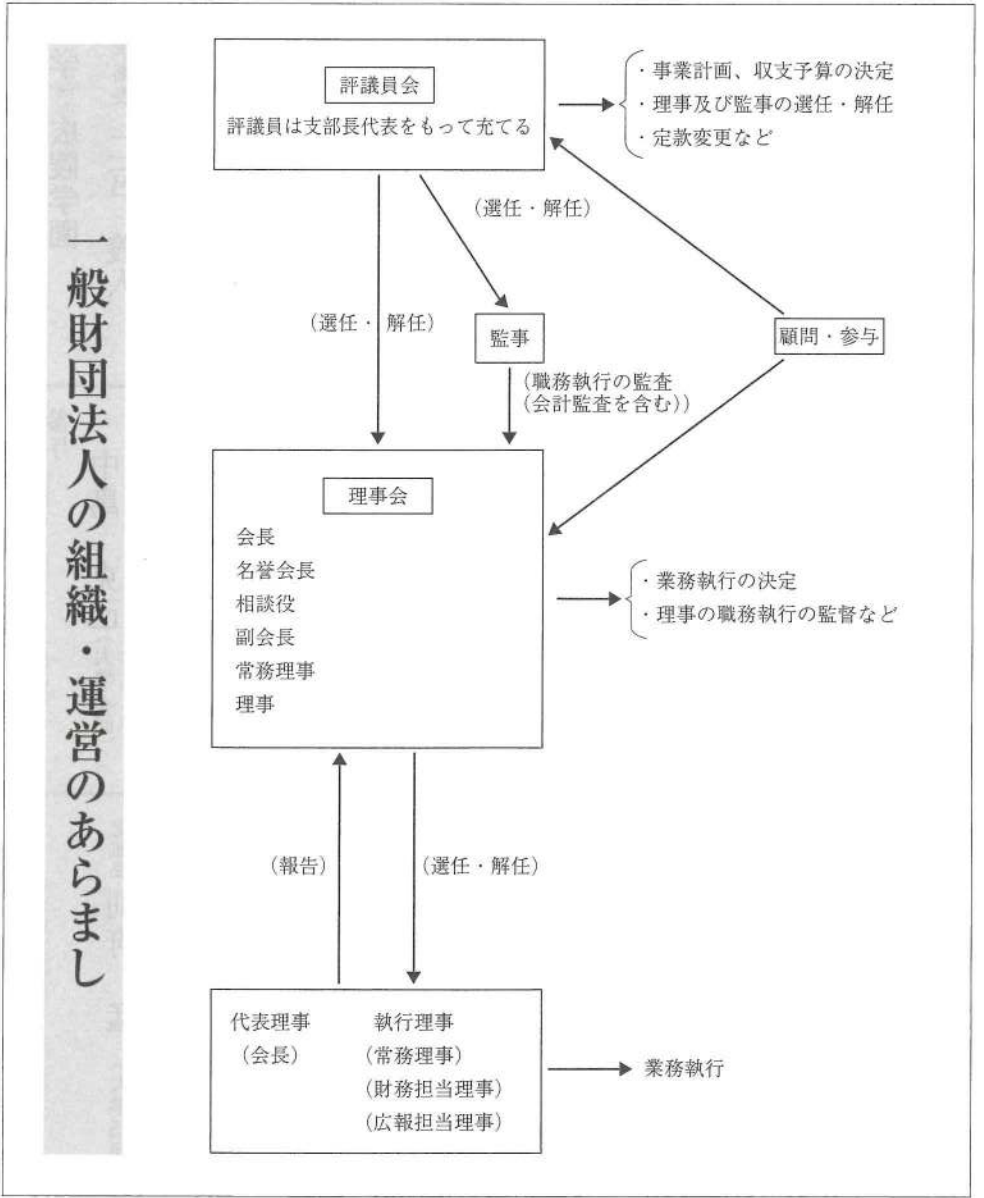
別府市石垣西6-5-23  
TEL 0977-2116770

理事  
**帆足 三郎** (大学13回)

大分市桃園団地6-1-5  
TEL 097-551-0973

監事  
**品川 光** (大学2回)

別府市山の手町1-7-2組  
TEL 0977-23-5528



<p>監事 大堀 敬直(大学10回) 大分市西大道2-2-50 TEL・FAX 097-544-1937</p>	<p>顧問 田原 榮一(大学3回) 福岡県飯塚市新飯塚1-5-23 TEL 0948-222-168</p>	<p>顧問 衛藤 晟一(大学18回) 大分市豊町1-2-16 TEL 097-534-2015 FAX 097-534-2449</p>	<p>参与 フンドーキン醤油株式会社 会長 小手川 力一郎 (高商20回) 白杵市大字白杵501 TEL 0972-631-2111 FAX 0972-631-5005</p>
<p>参与 小出 公照(経専21回) 竹田市大字玉来993-12 TEL 0974-631-2518 FAX 0974-631-2519</p>	<p>参与 菅 文作(経専22回) 熊本市帯山2丁目5-82 TEL・FAX 096-384-1315</p>	<p>参与 松井 邦興(経専22回) 別府市上田の湯町2-3-2 流川マンション201 TEL・FAX 0977-252-023</p>	<p>参与 資産総合鑑定株式会社 代表取締役 不動産鑑定士 司法書士 田邊 太(経専23回) 八代市西松江城町4-30 TEL 0965-331-5412 FAX 0965-321-8933</p>
<p>参与 其田 文雄(経専24回) 大分市上宗方747-1 ロイヤルマンション上宗方806 TEL・FAX 097-541-6027</p>	<p>参与 (学) 広陵学園 学園長 二宮 義人 (経専24回) 広島市安佐南区沼田町伴475-4 TEL 082-848-1321 FAX 082-848-5044</p>	<p>参与 立花容器株式会社 会長 立花 信夫 (経専24回) 岡山県倉敷市玉島勇崎990-1 TEL・FAX 086-528-0309</p>	<p>参与 平子 信彦(経専26回) 大分市志手1-3 TEL・FAX 097-543-2232</p>
<p>参与 斎藤 実(経専26回) 佐賀市若宮1-17-5 TEL 0952-321-0320</p>	<p>参与 中島 克己(大学4回) 広島市佐伯区皆賀3-8-118 TEL・FAX 082-923-2691</p>	<p>参与 吉田 恭之(大学8回) 福岡市早良区昭代3-6-23-705 TEL・FAX 092-851-9180</p>	<p>関西支部 支部長 加藤 皓以(大学11回) 摂津市南別府町8-40 TEL 06-6349-9120 FAX 06-6349-9121</p>
<p>関西支部 事務局長 武下 孝治(大学12回) 西宮市神呪町1-11-2 TEL・FAX 0798-53-2909</p>	<p>岡山支部 支部長 別府 猛(大学15回) 岡山県総社市泉1-3-64 TEL・FAX 0866-93-6319</p>	<p>宇部支部 支部長 草野 良幸(大学23回) 宇部市北琴芝2丁目17-12-7 琴ハイツ102号 TEL 0836-35-7103</p>	<p>松山支部 支部長 志賀 協郎(大学7回) 愛媛県松山市来住町16-4 TEL・FAX 089-976-4658</p>



<p>福岡支部</p> <p>事務局長 待井 弘道(大学27回)</p> <p>福岡市中央区伊崎8-1-5 TEL・FAX 092-1762-15964</p>	<p>北九州支部</p> <p>支部長 鶴池 寛(大学7回)</p> <p>北九州市戸畑区天神1-11-124 TEL 093-881-11276</p>
<p>佐世保支部</p> <p>代表取締役 井手 正治(大学5回)</p> <p>株式会社 山口組(佐世保支部長)</p> <p>佐世保市天満町4番25号 TEL 0956-23-11441 FAX 0956-23-11444</p>	<p>湯川 康 (大学5回)</p> <p>佐世保市天神3丁目3番1号 TEL 0956-33-6039</p>
<p>宮崎支部</p> <p>支部長 岩切 宏海(大学16回)</p> <p>宮崎市清水3-8-4 TEL 0985-29-4021 FAX 0985-22-5238</p>	<p>別府支部</p> <p>支部長 此本英一郎(大学14回) 事務局長 栗原 稔(大学15回)</p> <p>別府市北浜2-6-10 TEL 0977-23-4111 別府市東荘園町4-3 TEL・FAX 0977-25-7455</p>
<p>豊肥支部</p> <p>支部長 大塚 達夫(経専24回)</p> <p>竹田市竹田町583番地 TEL 090-3507-8713</p>	<p>中津・豊前支部</p> <p>支部長 末廣 一 (大学7回)</p> <p>中津市上池水713 TEL 0979-22-3894</p>
<p>中津・豊前支部</p> <p>幹事 窪田章八郎(大学21回)</p> <p>中津市耶馬溪町大字山移3802 TEL 0979-55-2214</p>	<p>中津・豊前支部</p> <p>大河内淳一郎(大学13回)</p> <p>中津市大悟法780-7 TEL 0979-32-2841</p>

## 東京四極会

東京都中央区日本橋浜町3-45-3  
浜町野島ビル5F 浦崎税理士事務所内  
TEL・FAX 03-5641-1542

理事長 一万田 道敏(大学11回)  
副理事長 小迫 邦彦(大学12回)  
副理事長 森 茂幸(大学15回)  
副理事長 野村 聡(大学25回)  
事務局長 小倉 章吾(大学11回)  
事務局次長 梅谷 覚雄(大学11回)  
事務局次長 財津 邑宏(大学13回)  
事務局次長 松本 敏則(大学22回)

## 熊本支部

支部長 平井 謙次(大学7回)  
副支部長 宮部 和清(大学9回)  
清水 勝守(大学10回)  
理事 橋内 厚(大学14回)  
宗 純忠(大学15回)  
久保田康敬(大学21回)  
嶋津 正則(大学23回)  
橋本 明海(大学23回)  
村上 暢敏(大学24回)  
村山 典隆(大学25回)  
西本 潤二(大学26回)  
松尾 芳昭(大学26回)  
小森田義博(大学30回)  
本庄 敬敏(大学35回)  
石川 千鶴(大学37回)  
植田 耕清(大学38回)  
野口見佐子(大学53回)  
監事 田中 和夫(大学12回)  
宮本 孝則(大学28回)  
事務局長 緒方 健(大学29回)  
(事務局) 熊本市二本木5-1-8  
肥後銀行システム部内

<p>佐伯支部</p> <p>支部長 西谷 昭弘(大学22回)</p> <p>佐伯市城下東町6番11号 TEL 09772122210995</p>	<p>大分銀行支部</p> <p>支部長 三浦 洋一(大学24回)</p> <p>大分市府内町3丁目4番1号 TEL 09775341111</p>	<p>株式会社 福岡銀行</p> <p>顧問 後藤 豊彦(経専26回)</p> <p>福岡市中央区大手門1-8-13 TEL・FAX 09272312131</p>	<p>株式会社 秀 建</p> <p>代表取締役 村上 秀義(大学12回)</p> <p>大分市高松1丁目7番36号 TEL 097755816668 FAX 097755816662</p>	<p>(株) トキハイנדASTリー</p> <p>平井 丈夫(大学14回)</p> <p>大分市中春日町11-6 TEL・FAX 097753212057</p>
<p>佐伯支部</p> <p>副支部長 木許 健(大学24回)</p> <p>佐伯市来島町28番2号 TEL 0977212317695</p>	<p>豊和銀行支部</p> <p>(会員78名)</p> <p>大分市王子中町4番10号 TEL 097753412611 FAX 097753814693</p>	<p>中川ゼミ4回生</p> <p>ウルトラ秀水会一同(16名) (大学10回 昭和37年卒)</p> <p>福岡県筑紫野市古賀254(上田 坦) TEL・FAX 092219210263</p>	<p>文化財・歴史・景観を活かしたカルチャーツーリズム NPO法人 文化財調査保存協会</p> <p>専務理事 宗 公一郎(大学13回)</p> <p>大分市新川町275-41 TEL・FAX 097753812134</p>	<p>大分シーイーシー株式会社</p> <p>代表取締役社長 定松 亨(大学16回)</p> <p>杵築市熊野大平21-1 TEL 097781641111 FAX 0977816211441</p>
<p>大分県庁四極会</p> <p>(会員214名)</p>	<p>別府市役所退職者の会前会長 元別府市水道企業管理者</p> <p>池辺 正年(高商20回)</p> <p>別府市立田町5-5 TEL 097712316927</p>	<p>株式会社 古宮工業</p> <p>代表取締役 足立 好範(大学12回)</p> <p>大分市大字下郡3708番地 TEL 097756912381 FAX 097756910949</p>	<p>学校法人 平松学園</p> <p>非常勤講師 大石 勝(大学13回)</p> <p>大分市青葉台2713-12 TEL・FAX 097754710210</p>	<p>社団法人 愛媛県産業貿易振興協会</p> <p>専務理事 柴尾 義弘(大学16回)</p> <p>愛媛県松山市大可賀2-1-28 愛媛県国際貿易センター(イテムス)内REG07 TEL 089195313313 FAX 089195313883</p>
<p>大分市役所支部</p> <p>支部長 神矢 壽久(大学23回)</p> <p>大分市荷揚町2131 TEL 097753416111</p>	<p>河村会計事務所</p> <p>会長・税理士 河村 好雄(経専22回)</p> <p>別府市石垣西1-3-39 TEL 09772214465 FAX 09772214481</p>	<p>堤建設工業株式会社</p> <p>代表取締役 堤 勳四郎(大学12回)</p> <p>大分市西新地1-1-49 TEL 097755112677 FAX 097755111646</p>	<p>加藤保険事務所</p> <p>加藤 英彦(大学14回)</p> <p>大分市上野丘2丁目11番18号 TEL 097754310333 FAX 097754310344</p>	<p>不動産と保険の 有限会社 ヒノックス</p> <p>代表取締役 日野 馨三(大学16回)</p> <p>別府市松原町16-11 TEL 09772512522 FAX 097777516222</p>

<p>特別養護老人ホーム 柞原の里 施設長 甲斐田哲男(大学18回)</p> <p>大分市大字八幡320-1 TEL 097-5335-2377 FAX 097-5335-2378</p>	<p>星光ビル管理株式会社 星光ビルサービス株式会社 取締役岡山営業所長 幸 善治(大学24回)</p> <p>岡山市下石井2-2-15 TEL 086-225-1805 FAX 086-224-1817</p>
<p>平倉建設株式会社 専務取締役 橋本 啓(大学18回)</p> <p>大分市中島中央3-1-11 TEL 097-534-4480 FAX 097-532-0823</p>	<p>昭平会副会長 麻生 栄作(大学32回)</p> <p>大分市浜の市2-3-4いづみビル3F TEL 097-537-7007 FAX 097-532-3278</p>
<p>八鹿酒造株式会社 専務取締役 波多野良美(大学20回)</p> <p>玖珠郡九重町石田33364番地 TEL 0973-762888 FAX 0973-763071</p>	<p>株式会社 美装管理 代表取締役社長 高野 浩子(大学34回)</p> <p>別府市天満町16-26 TEL 0977-211531 FAX 0977-211533</p>
<p>大分保証サービス株式会社 代表取締役社長 甲斐 幸丈(大学21回)</p> <p>大分市中央町2-9-22 TEL 097-533-0190 FAX 097-533-0242</p>	<p>一般財団法人 四極会 事務局長 衛藤 伸一(大学14回)</p> <p>事務局長 安東 政義(大学16回)</p> <p>事務局員 大園 広子(大学34回)</p>

<p><b>大分合同新聞社支部</b> 大分市府内町三丁目9の15 TEL 097-536-2121</p>	
<p>支部長・文化センター顧問 帆足 三郎(大学13回)</p>	<p>プランニング大分第一営業部主任 甲斐敬一郎(大学46回)</p>
<p>大分インフォメーションハウス代表取締役 大塚栄一郎(大学12回)</p>	<p>デジタルバンク・営業部 末田 超克(大学46回)</p>
<p>編集委員長 阿南 幸一(大学18回)</p>	<p>広告部 佐藤 良昭(大学48回)</p>
<p>編制局副局長兼総合企画委員 油野 昇一(大学18回)</p>	<p>総務部 上田 智博(大学50回)</p>
<p>販売局長 阿南 広幸(大学22回)</p>	<p>販売部 原井健太郎(大学52回)</p>
<p>津久見支局長 周藤 譲(大学22回)</p>	<p>佐伯支社編集部 佐藤 晋(大学53回)</p>
<p>理事・編集委員 赤嶺 和男(大学22回)</p>	<p>社会部 長妻 淳一(大学54回)</p>
<p>編集局次長兼運動部長 高橋 直義(大学23回)</p>	<p>デジタルバンクデジタルプロダクション事業部 首藤 福功(大学55回)</p>
<p>地方部長 浅野 総一(大学24回)</p>	<p>折込広告センター 上原 葉子(大学50回)</p>
<p>事業局長 佐藤 政昭(大学25回)</p>	<p>広告局デジタル・メディア部 田中 絵美(大学51回)</p>
<p>販売部次長 河野 慎司(大学30回)</p>	<p>古庄 純子(大学51回)</p>
<p>竹田支局長 赤坂 耕(大学38回)</p>	<p>生野 聡子(大学52回)</p>
<p>日田支社長 田崎 啓三(大学39回)</p>	<p>運動部 生野 聡子(大学52回)</p>
<p>広告管理部次長 青木 貴史(大学40回)</p>	<p>総務部 石黒 明子(大学53回)</p>
<p>社会部課長 吉田 正史(大学40回)</p>	<p>文化センター 川原 祐子(大学54回)</p>
<p>総務部 伊達 英寿(大学41回)</p>	<p>総務部 中野 亜紀(大学54回)</p>
<p>総務部 甲斐 大輔(大学46回)</p>	<p>総務部 中野 亜紀(大学54回)</p>



懐かしの校門

### スマートな現在の経済学部



### 編集後記



事務局の安東（左）と大園

米国の金融危機に端を発した世界同時不況はますます広がり、トヨタをはじめ自動車業界は軒並み赤字に転落。派遣労働者は万の単位で解雇。このような世相の中、わが四極会は大分県内第一号として一般財団法人化がスタートした。

「記念特集号を読んで、この時はこういう人たちが活躍していたのか」と20年、30年後の後輩たちが懐かしく思うようなものを掲載して欲しい。大先輩の温かい助言をもとに「名刺広告」をお願いしたら、多くのご賛同を得まして大変感激致しました。心からお礼申し上げます。ただ、ご案内状が届かなかった皆様には、お詫び申し上げます。今回の特集号は記録として残すところに意味があると思いついて、地味に製作しました。上の写真は「懐かしい上野の校門」と「現在の経済学部」です。

(S・H)